

「(仮称)豊島区子ども・若者総合計画」の策定に係るパブリックコメントの実施について

1. (仮称)豊島区子ども・若者総合計画について

今年度で計画期間が終了する「子どもプラン」及び「子ども・若者計画」の改定にあたり、2つの計画を統合し、子どもの貧困対策及び子どもの権利の推進等を盛り込み、子ども・若者に関する総合的な計画を策定する。

(仮称)豊島区子ども・若者総合計画(素案)の概要 2～3ページ

2. パブリックコメントのスケジュール

(1) 意見の募集

| | |
|---------|--|
| ①実施期間 | 令和元年12月17日(火)～令和2年1月7日(火) |
| ②周知方法 | 広報としま12月11日号 区ホームページ12月17日から公表 |
| ③閲覧場所 | 子ども若者課、行政情報コーナー、区民事務所、図書館、区民ひろば 区ホームページ |
| ④意見募集方法 | 直接持参、郵送、FAX、メール |

(2) 結果の公表(予定)

| | |
|-------|---------------------------------|
| ①公表日 | 令和2年4月11日 |
| ②周知方法 | 広報としま4月11日号 区ホームページ4月11日から公表 |
| ③閲覧場所 | 上記(1)の③と同じ |

3. 今後のスケジュール(予定)

○令和2年2月 計画の検討組織において計画案決定
(検討組織：青少年問題協議会、子ども・子育て会議、子どもの権利委員会)

○令和2年3月 計画決定

(参考) 計画策定のための審議会等開催状況 4ページ

(仮称) 豊島区子ども・若者総合計画(素案)の概要

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景・目的

- 子ども・若者を取り巻く環境は時代の急速な変化とともに目まぐるしく変動し、その結果生じてきた様々な困難や新たな課題に対応できずにいる子ども・若者が増加し、不登校、ひきこもり、虐待、貧困等、子ども・若者に関わる諸問題が深刻化している。
- こうした背景を踏まえ、今年度で計画期間が終了する「子どもプラン」及び「子ども・若者計画」の改定にあたり、2つの計画を統合し、子どもの貧困対策及び子どもの権利の推進等を盛り込み、子ども・若者に関する総合的な計画を策定する。

2 計画の位置づけ・他計画との関連

- 法令等に基づく位置づけ
 - ①次世代育成支援対策推進法に基づく「行動計画」
 - ②子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」
 - ③子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」
 - ④子どもの貧困対策推進法に基づく「子どもの貧困対策計画」
 - ⑤豊島区子どもの権利に関する条例に基づく「子どもの権利推進計画」
- 「豊島区基本計画」や「豊島区地域保健福祉計画」などの関連する計画と連携、整合を図りながら、子ども・若者施策を総合的に推進する。

3 計画期間

令和2(2020)年度～令和6(2024)年度までの5年間

4 計画の対象

- 子ども・若者や妊娠期の方・子育て家庭を対象とする
- 子ども・若者の範囲は原則30歳までとするが、施策によっては概ね39歳までとする。

第2章 子ども・若者と家庭を取り巻く状況

保護者や子ども・若者に実施した調査結果等から下記の課題が見られた(主なもの)。

- 子どもの権利に関する条例の認知度が低く、理解促進に向けた取組が必要。
(認知度：小学生保護者8.7%、中高生保護者11.8%、小学4～6年生2.5%、中高生3.7%)
- 小学4～6年生及び中高生の2～3割程度がいじめや虐待を受けた経験があり、未然防止の取組や権利侵害からの相談・救済体制整備の促進が必要。
- 地域活動への参加割合が低く、子どもや若者の参加促進のための機会確保が求められる。
- 児童人口が増加するとともに、共働き世帯やフルタイムで就労する母親が増えており、保育施設や保育サービスのニーズ量の増加が見込まれる。
- 子育て施策には、子どもに安全安心な地域づくりや遊び場の整備を望む保護者が多い。

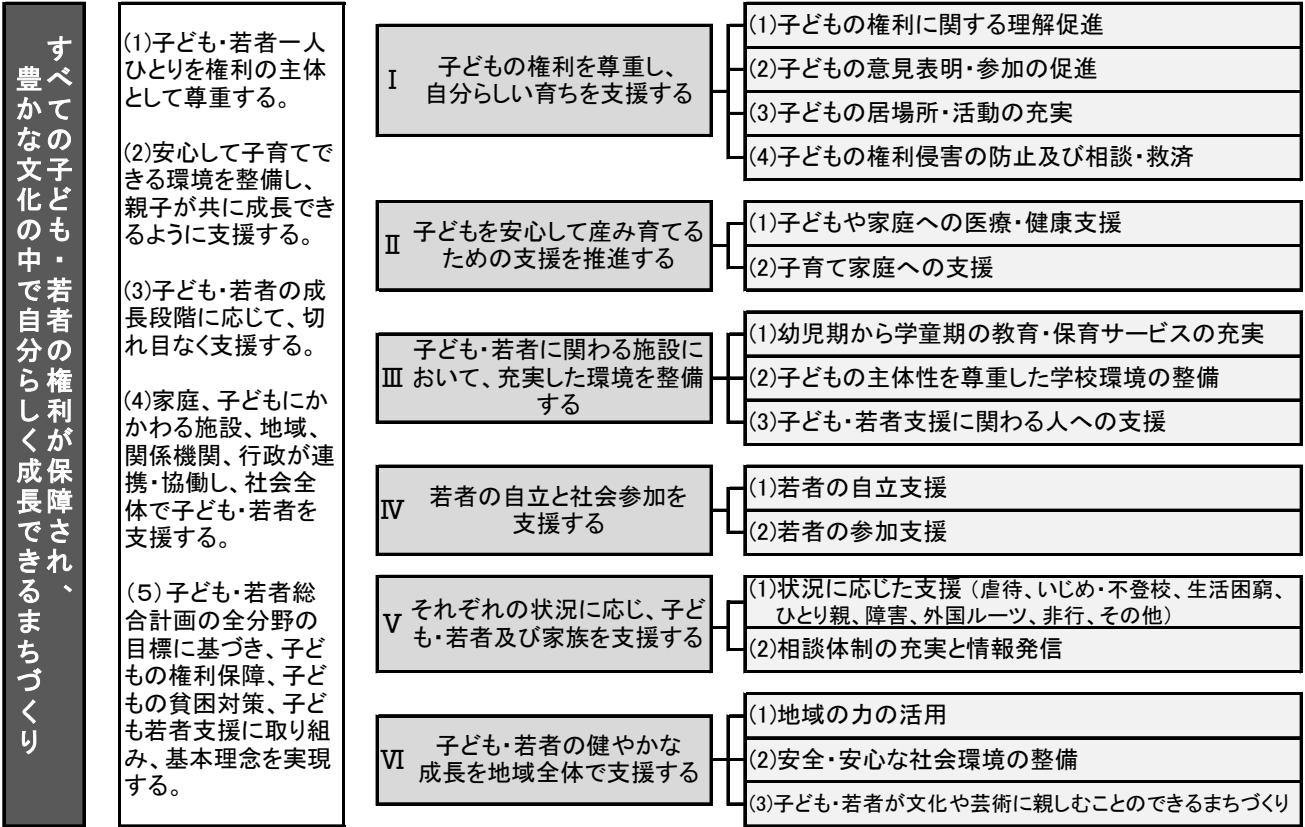
第3章 施策の方向

基本理念と施策の体系

【基本理念】 【基本的な考え方】

【目 標】

【取組の方向性】



第4章 子ども・子育て支援事業計画

アンケート調査で把握した子ども・子育て支援等の利用ニーズを踏まえ、5年間の計画期間における幼児期の教育・保育及び地域の子育て支援事業の「量の見込み」及び「提供体制の確保の内容およびその実施時期」等を示した計画。

- 教育・保育…認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育事業・家庭的保育事業など
- 地域の子育て支援事業…利用者支援事業、延長保育、学童クラブ、ショートステイ、病児・病後児保育、乳幼児全戸訪問事業、養育支援訪問事業、一時預かり事業など

第5章 計画の推進に向けて

- (1) 青少年問題協議会及び子ども・子育て会議において、計画事業の進捗管理や施策の検証を行い、結果を区ホームページで公表する。
- (2) 子どもの権利委員会が、計画や施策に関する子どもの権利保障の状況を調査・審議する。
- (3) 施策の推進にあたり、子ども・若者の意見を聴き、施策に反映できるように努める。
- (4) 子ども若者支援に関わる地域団体や関係機関等との協働・連携の仕組みづくりやネットワーク構築に取り組む。

(参考) 計画策定のための審議会等開催状況

| 年月 | 子どもの施策調整会議 (庁内会議) | | 青少年問題協議会 | | 青少協・権利委 員会合同会議 | 子どもの権利委員会 | | 子ども・子育て会議 | |
|------------------|----------------------|-------------------|--------------|-------------------|-----------------------|-----------|-----------------------|-----------|---------------------|
| | 回数 | 項目 | 回数 | 項目 | | 回数 | 項目 | 回数 | 項目 |
| 平成30 3月 | | | | | | 第1回 | 計画策定について の諮問 | | |
| 4月 | | | | | | | | | |
| 5月 | | | | | | 第2回 | アンケート調査につ いて | | |
| 6月 | | | | | | | | | |
| 7月 | 第1回 | 計画策定につい て | 第1回 定例会 | 計画策定につ いての諮問 | | 第3回 | アンケート調査につ いて | | |
| 8月 | | | | | | | | | |
| 9月 | | | | | | 第4回 | 子どもの権利に関す る施策の実施状況 | 第3回 | アンケート調査につ いて |
| 10月 | | | | | | | | | |
| 11月 | | | | | | 第5回 | 子どもの権利に関す る施策の実施状況 | | |
| 12月 | | | | | | 第6回 | 子どもの権利に関す る施策の実施状況 | 第4回 | 保育の質ガイドライ ンについて |
| 平成31 1月 | | | | | | 第7回 | 子どもの権利に関す る施策の実施状況 | | |
| 2月 | | | | | | | | | |
| 3月 | 第2回 | アンケート調査 結果について | 第2回 定例会 | アンケート調査 結果について | | 第8回 | アンケート調査結果 について | 第5回 | アンケート調査結果 について |
| 4月 | | | | | | | | | |
| 令和元 5月 | | | 第1回 専門委員会 | 計画案の検討 | | 第9回 | 計画案の検討 | | |
| 6月 | | | 第2回 専門委員会 | 計画案の検討 | | 第10回 | 計画案の検討 | | |
| 7月 | | | | | 第1回合同会議 (計画案検討) | | | 第6回 | 幼児教育・保育等 の見込み量検討 |
| 8月 | | | | | | | | | |
| 9月 | 第1回 | 計画案の中間報 告 | 第3回 定例会 | 計画案の中間 報告 | | 第11回 | 計画案の検討 | | |
| 10月 | | | 第3回 専門委員会 | 計画案の検討 | | 第12回 | 計画案の検討 | | |
| 11月 | 第2回 | 計画素案 | | | 第2回合同会議 (計画素案) | | | 第7回 | 幼児教育・保育等 の確保方策検討 |
| 12月 | | | 第4回 定例会 | 計画素案 | | | | | |
| パブリックコメント | | | | | | | | | |
| 令和2 1月 | | | | | 第3回合同会議 (パブコメ後の修正) | | | | |
| 2月 | 第3回 | 計画案報告 | 第5回 定例会 | 答申 | | 第13回 | 答申 | 第8回 | 計画の報告 |
| 3月 | | | | | | | | | |

「(仮称)豊島区子ども・若者総合計画」(素案)に対する
パブリックコメントの実施結果について

1. 意見の募集

- (1) 実施期間 令和元年12月17日～令和2年1月7日まで
- (2) 周知方法 広報としま12月11日号
区ホームページ12月17日から公表
- (3) 閲覧場所 区民事務所、図書館、区民ひろば、行政情報コーナー、
子ども若者課窓口、区ホームページ
(参考配付) 区立小中学校、子どもスキップ、中高生センター

2. 素案に対するご意見について

- (1) 意見の提出者 13人 (内訳 メール11人、持参2人)
- (2) 意見件数 延33件
- (3) 意見と区の考え方 裏面参照
- (4) 意見等の反映 意見による計画素案の修正箇所 2か所 (No.1、No.17)

3. 今後の予定

- 令和2年2月28日 豊島区青少年問題協議会で計画最終案を審議・答申
- 令和2年3月末 豊島区子ども・若者総合計画決定
- 令和2年4月 パブリックコメント結果及び計画公表
広報としま4月11日号、区ホームページ4月11日から公表
閲覧場所：上記1(3)と同じ

素案に対するご意見と区の方

① 全体について

| No. | 意見概要 | 区の方 |
|-----|--|--|
| 1 | 計画全体を通して総花的な印象を受けるので、実施することをすべて並べるのではなく、新規・拡充・廃止する事業のようにメリハリがあるとわかりやすい。 また、行政だけでなく、民間資源にも限りがあるので、効率的に推進するという観点を持っていただきたい。 | ご意見を受け、今後新たに開始する事業には、新規事業である旨の記載を加えました。また、計画の推進にあたっては、行政・民間を含めた各主体が相互に連携・協働しながら各々の役割を果たすことで、効率的に推進していきます。 |
| 2 | 子どもへの支援を推進するにあたり、子どもと地域の大人との関わりが果たす役割は大きい。そのため、「親や教師以外の大人で、頼れる人がいる」というような項目を入れていただきたい。 | 青少年育成委員、民生委員・児童委員、ボランティア団体の方々など、子どもが地域で頼ることのできる大人について、本計画目標VIの取組等に掲載しています。そうした方々と行政が協力して地域の子どもの見守り、支援を推進します。 |

②第2章「子ども・若者を取り巻く状況」について

| No. | 意見概要 | 区の方 |
|-----|--|---|
| 3 | 子どもへのアンケートで、「地域に遊ぶ場があるか」と「地域にスポーツする場があるか」が一つの質問になっているが、別々に聞いた方が良い。 | 次回計画改定のためのアンケート調査を実施する際には、別個の質問とすることを検討いたします。 |

③第3章「施策の方向」について

目標I「子どもの権利を尊重し、自分らしい育ちを支援する」について

| No. | 意見概要 | 区の方 |
|-----|--|---|
| 4 | 「子どもの権利に関する条例」の認知度向上に重点を置いているが、計画の本来の目的はこの条例によって守られる人を増やすことである。条例の周知を目的化せず、条例が意識されずともその内容が実施されるようにすべき。 | 「子どもの権利に関する条例」の内容が守られるには、まずは本条例の内容が広く理解される必要があると考えています。本条例の内容を具体化した場面も交えた広報物で周知することなどにより、条例周知と条例内容の実施の両方を推進します。 |
| 5 | 「子どもの権利に関する条例」はすべての大人に読んでほしい。そのためにはリーフレットの配布だけでなく、読んでもらうための工夫が必要。 | リーフレットを多くの方に読んでいただくために、内容の改善を図ります。また、イベント時など手に取っていただけるタイミングで配布するなど、配布の仕方にも工夫して取り組んでいきます。 |
| 6 | 子どもの居場所として、多世代が交流できる場を設けてほしい。現状は、小学生と中高生がかかわる場が分断されている。 | 中高生センタージャンプにおいて小学生の受け入れをしているほか、区民ひろば、プレーパークなど世代に関わらず交流できる居場所があります。そういった居場所について、より周知していきます。 |
| 7 | 池袋本町プレーパークは少数のスタッフで週7日運営しており、重点事業の「現状値」掲載のとおり、他事業と比べても参加者数が多い。屋外の活動であり、冷暖房も休憩室も無い。小屋の一つでも作ったりできないか。 | 池袋本町プレーパークは専用施設ではなく、公園を限定的に使用した施設であるため、敷地内にスタッフルームのような建物を建てることは困難です。子どもの見守りのためには、スタッフの活動環境の改善も大切であるため、委託事業者と協議しながら環境整備を進めていきます。 |

| No. | 意見概要 | 区の考え方 |
|-----|--|---|
| 8 | プレーパークは小学 3～6 年生や子育てしている方の憩いの場になっている。常設でなくてもいいので、各地区に一つくらい作れないか。 | 現状では区内に、常設のプレーパークとして利用できる場所がなく、プレーパークの増設は困難な状況です。身近な地域で多様な体験ができるように、区内の公園や施設等で出張プレーパークを実施しており、今後も出張プレーパークの充実を図ります。 |
| 9 | 豊島区のプレーパークは、プレーパーク文化に基づいた創造的な遊びが行われているとは言い難く、子どもたちの興味や関心を引き出すためにも、プレーリーダーが創造的な遊びを広めるようなイベントを開催してはどうか。それにより、子育て世代にやさしいまちのイメージづくりや、文化的な遊び場の構築に繋がると思う。 | 現在、子どもが多様な遊びを体験できるイベントとして、民間企業や施設等と連携して出張プレーパークを実施しています。今後も子どもの興味や関心を引きだせるような、多様な遊びや体験ができる機会の提供を進めていきます。 |
| 10 | 小学校の校庭開放でバスケットボール等がしたいができない中学生もいる。遊び場がないためにゲームやスマホなどをしている子どもも少なくない。例えば曜日・時間を定めて中学生でも小学校校庭開放の使用を認めるなど、柔軟に対応していただきたい。 | 小学校の校庭が「子どもスキップ」の遊び場になっていることや、小中学生の体格差から生じる事故・けがが防止や安全確保のため多くの小学校で中学生の利用を原則禁止としています。ただし、朋有小学校・椎名町小学校では令和元年度について条件付きで中学生の校庭開放の利用を認めています。また、中学校においても西巢鴨中学校、池袋中学校、千登世橋中学校、明豊中学校では部活動や学校行事等が無い日時(主に土日、不定期)に体育館の一般開放及び中学生開放を実施しています。今後も広く区民の皆さまに学校開放をご利用いただけるよう検討を進めていきます。 |
| 11 | 「小・中学校補修支援チューター事業」では特にボランティア確保に大きな課題があり、継続が困難なところもある。大学生ボランティアに期待を寄せているようだが参加できる大学生は多くない。チューター事業を担っている主体は「としま子ども学習支援ネットワーク『とこネット』」にほとんど参加しておらず、生徒やボランティアの規模、実施方法、問題点などについてはほとんど共有されていない現状がある。この点については詳しく調査し、改善すべき。 | 「区立小・中学校補習支援チューター事業」は、学習のコツが掴めないといった困り感を持つ児童・生徒に対し、放課後・長期休業中を中心に補習を行う事業です。学校によってチューターの確保に苦勞している状況がありますが、今後も区内大学等に周知し確保に努めます。また、本事業実施に関する問題点などは把握・共有に努め、必要に応じて改善策を検討していきます。 |
| 12 | 無料学習支援の分野において、大学進学や就職のための受験対策は貧困脱出の観点から重要だが、支援が不足している現状にある。大学受験指導できる能力を持った学生、社会人の人的資源は限られており、可能なら、区が援助する形で学習支援の NPO 法人を立ち上げることが必要。 | 大学への進学率が上昇している現状において、大学進学や就職のための受験対策の必要性が高まっているため、今後の学習支援の方法・内容等について、引き続き検討します。 |
| 13 | 「としま子ども学習支援ネットワーク『とこネット』」について、無料学習支援の立ち上げが上手くいかない地域もあり、行政による利用できる施設の斡旋が必要では無いか。特に区民ひろばの利用を進めるなど、具体策を推進していただきたい。 | 施設に関する要望について把握しており、今後も引き続き区の施設利用及び使用料について関係団体と協議し、対応していきます。 |

| No. | 意見概要 | 区の考え方 |
|-----|---|---|
| 14 | 虐待を受けている子どもや心配事のある子どもの話を聞いてくれる大人が身近にいると良いと思う。また、保育園児や幼稚園児など、自分から心配事などを言いにくい子どもに対しては、定期的に先生から聞いてほしい。 | 子どもにとって身近な地域の方々が「子どもの権利」を学ぶ機会を提供することや、保育園や幼稚園の職員を対象に「子どもの権利」に関する研修を行っています。このような取組により、子どもにとって身近な大人が「子どもの権利」を理解し、子どもの思いを尊重しながら話を聞けるようにしていきます。 |

目標Ⅲ「子ども・若者に関わる施設において、充実した環境を整備する」について

| No. | 意見概要 | 区の考え方 |
|-----|--|---|
| 15 | 「子どもの権利に関する条例」はリーフレットの配布だけでなく、学校での学習機会の確保のための具体的な取組をしてほしい。例えば、普段関わることのない大人など外部講師の話は興味を持ちやすく、そういった工夫をしてほしい。 | 学校での取組として、授業でのリーフレット活用や、「子どもの権利」に関する講師を招いての講座などを検討しています。子どもが興味を持ち、学べるような取組を進めていきます。 |
| 16 | 「学校における『子どもの権利』に関する学習機会の確保」の目標値が低すぎると感じる。全小中学校で年1回以上学習プログラムを実施していただきたい。その積み重ねにより、子どもが正しく「子どもの権利」を理解できると思う。 | ご指摘の事業については、まずは少数の学校でモデル実施し、その成果を踏まえて効果的な取組などを区内学校で共有することで、学習機会の確保を推進していきます。 |

目標Ⅳ「若者の自立と社会参加を支援する」について

| No. | 意見概要 | 区の考え方 |
|-----|--|---|
| 17 | 若者の自立支援とは、正規職への就職を主眼に置いた経済的自立への支援ではなく、若者自身が自分の人生を自分で歩んでいる気持ちを持てるように支援することこそが必要ではないか。そのために、若者の自立支援にも人権意識が十分生かされるものでなくてはならないと思う。 | ご意見を受けて、計画案目標Ⅳの「取組の方向性」に、若者本人の希望を尊重し、必要な支援を行う旨を記載しました。ご指摘のとおり様々な就労形態や社会参加の形がありますので、若者の自立支援の際には一人ひとりの声を聞き、個々の事情に応じた支援を行います。 |
| 18 | 若者の自立支援について、大学や就職先を決める際により手厚い支援があると良い。また、若者の「とりあえず大学に行く」という意識を変える必要があると思う。 | 子ども若者総合相談「アシスとしま」では、進路に関する相談にも対応しています。今後は、若者が多様な選択肢の中から自身の進路等を検討できるよう、ホームページ等で自立支援に関する情報の提供に努めます。 |
| 19 | 若者への支援について、継続した支援が行われるためには、支援する側・される側の個々のライフスタイルやライフサイクルに合わせた支援をする必要がある。 | 子ども若者総合相談「アシスとしま」で対応した相談者には、個々のライフスタイルやライフサイクルに合わせた支援計画を立てて支援を進めていきます。また、支援に関わる方向けにメールマガジンを配信し、情報提供しています。今後も時期やニーズに合わせた発信に努めます。 |
| 20 | 若者の参加支援について、中高生まではジャンプで取り組んでいるがそれ以上の年齢に対応した取組がなく、不十分である。改めて学び直したいと考えている若者に対して、対話と共生を学ぶ機会を提供するべきではないか。 | 豊島区では、NPO 法人いけぶくろ大明「みらい館大明」内のブックカフェで「若者学びあい支援事業」として、おおむね高校生から30代までの方を対象に「人と本が出会い、利用者同士が学び合える居場所づくり」を軸に様々な講座を展開しています。 |

| No. | 意見概要 | 区の考え方 |
|-----|--|--|
| 21 | 選挙の投票を中高生センタージャンプなど若者に身近な場所で出来るようにすると良い。 | 若者の投票率向上に向けたご意見をいただきありがとうございます。投票所については、若者を含め、高齢者や障がいのある方など全ての方にとってできる限り投票しやすい条件となる施設を選定いたします。 |

目標Ⅴ「それぞれの状況に応じ、子ども・若者及び家族を支援する」について

| No. | 意見概要 | 区の考え方 |
|-----|--|---|
| 22 | 年齢が高くなって来日した子どもの日本語教育は深刻な課題であり、日本語ができない子どもが多いと学校運営にも大きな負担となる。 学校への教師加配や日本語教室設置の検討や、教育センターは日本語レベルがその学年の授業についていくのが困難な場合は、希望すれば条件を付けずに誰でも行けるようにする等の対応をしていただきたい。 | 豊島区立の小・中学校では、日本語教室及び日本語学級において所要の教師加配措置を受けているほか、同時通訳ソフトをインストールしたタブレット端末を日本語指導を必要とする児童・生徒の多い小・中学校に配付するなど、日本語に関する支援が必要な児童・生徒に関する対応をしています。 また、教育センターの日本語指導教室は、本人・保護者の希望と学校長からの要請を受けて通級となります。日常会話や学校生活に支障をきたさない程度の日本語力の修得や、日本の文化・習慣の理解を目指しており、学年相当の学習理解とは目的を異にしていることから、日本語学習について一定の成果を得られるところでの終了としております。 |
| 23 | 外国ルーツの子ども・若者への支援について、重点事業の「多文化共生推進事業」の目標値が低いと感じる。 | 目標としている支援団体等との連携については、単に数を増やすのではなく、連携することにより、外国籍等区民への支援を、より効果的・効率的に行うことを主眼として実施していく考えです。 |
| 24 | 外国ルーツの子ども・若者支援にあたっては、外国ルーツの子どもや親のニーズ調査や、支援団体の連携推進を積極的に進めていただきたい。 | 多文化共生事業を推進するうえで、現状やニーズを把握することは重要であると認識しています。「豊島区多文化共生推進基本方針」に基づき、ニーズ調査や各種事業を実施していきます。 |
| 25 | 外国ルーツの子ども・若者に対する支援が言語に関するものになっているが、そういった方々の抱える課題に対処し、自己肯定感を醸成するには、母語・母文化の継承やアイデンティティに関する支援、エスニシティや人種を理由とした偏見と差別を根絶することを目指す内容にする必要があると考える。 こうした支援や対策を行うことが、社会が「多様性」を尊重していく本来のあり方だと考える。 | 豊島区では、外国籍等区民への対応や異文化交流の在り方も含めた「豊島区多文化共生推進基本方針」を策定しています。国籍や人種を問わず、多様な区民が互いに尊重し安心して暮らせる多文化共生を推進していきます。 |
| 26 | 外国ルーツの子ども・若者が社会に参加するには言語などが障壁になり、マジョリティの日本人の視点にたった社会では声が包摂されない可能性がある。 外国ルーツの子ども・若者の声が組み込まれる環境を意識的につくる必要がある。 | 外国ルーツの子ども・若者の様々な意見を取り入れていくためにも、外国ルーツの方を支援する団体等との連携を強化し、実態調査などの取り組みを進めていきます。 |
| 27 | 外国籍であることによって義務教育への不就学者が存在すること、マジョリティとは異なるエスニシティを持つ者の高校進学率や大学進学率の低さといった、教育達成に関わる困難と構造的な不平等について言及し、施策を講じることが必要だと考える。このような教育達成に関わる課題を把握するためにも、外国にルーツを持つ子ども・若者に関するデータを行政が主体となって十分に収集することが必要。 | 多文化共生事業を推進するうえで、外国にルーツを持つ子ども・若者に関する現状やニーズを把握することが重要であると認識しています。そうした現状を踏まえ、「豊島区多文化共生推進基本方針」に基づき、事業を実施していきます。 |

| No. | 意見概要 | 区の考え方 |
|-----|--|--|
| 28 | 「日本語指導教室」は、学校の日本語教室という閉ざされた場で事業が行われると思うが、どのように事業の進行を管理するのか。 | 「日本語指導教室」は教育センターで行われており、事業の実施状況は教育センターで把握し、進行管理しています。 |
| 29 | 個々の状況に応じた個別の日本語指導については、指導者による格差が生じないよう、研修の充実を図ってほしい。 | 教育センターの日本語指導教室では、近隣の大学より講師を招き日本語教育についての学習会を設け、指導者のスキルアップを図っています。 |
| 30 | 「学習支援の充実」について、連携体制の強化を図ってほしい。すでに連携体制が構築されているなら、外国ルーツの子どもに伝わる手段で周知をし、必要な子どもを支援につなげるところまで実施してほしい。 | 区内大学との教育連携協定に基づき、学習支援の一環として人材をご紹介いただく等必要に応じて引き続き連携していきます。 |
| 31 | 経済的に困窮している家庭の子どもは十分な受験指導を受けられない現状がある。困窮家庭を対象に塾や予備校で使えるバウチャーを配布し、無料学習支援に提出することを認めていただきたい。それにより、学習支援はそのお金をこどもの模擬試験代や、参考書の購入に充てることができ、効率的な施策となる。 | 豊島区では、独自の取組として「としま子ども学習支援ネットワーク」への支援を実施しているほか、生活保護受給世帯の子どもへの通塾代助成、ひとり親家庭等の子どもへの個別学習支援など、子どもの学習支援事業を実施しています。 ご提案のバウチャー制度については、有効性について他自治体の動向等を注視し、検討していきます。 |
| 32 | 行政の相談窓口やアウトリーチ事業でカバーできるのは自主的に相談に来る方や行政が把握している方だけであり、実際には親や学校から離れてしまうことで行政の網から外れてしまう子どもや若者もいる。この点から考えると学校と他機関や地域との連携は重要であり、不登校になった子どもがいる場合はすぐに学校から行政に連絡して、公的な繋がりを切らさないようにすることが求められる。スクールソーシャルワーカーだけでなく、コミュニティソーシャルワーカーや子ども家庭支援センターに繋いだり、必要に応じて行政から無料学習ボランティアに繋ぐなどの対応をする必要がある。 | 教育センター内にある適応指導教室は、区立小学校・中学校に在籍、または区内在住で私立学校等に通う、不登校の子どもたちを受け入れ、支援を行っております。 また、区立小・中学校については、不登校に繋がる恐れがある段階の子どもから、支援が必要な子どもまで、学校と教育委員会にて対応し、支援の網から外れてしまう子どもが出ないようにしています。加えて、関係部局の連携により、義務教育終了後も継続した支援に努めています。 さらに、地域・関係機関からの情報収集や相談しやすい窓口体制の充実させることで、必要な方への支援が行き届くようにしていきます。 今後も、個々の状況に応じて、コミュニティソーシャルワーカーや無料学習ボランティア等民間資源と連携し、支援を実施していきます。 |

④ 第5章 「計画の推進に向けて」について

| No. | 意見概要 | 区の考え方 |
|-----|--|--|
| 33 | 豊島区のすべての大人が「子どもの権利」を理解するためには、地域ネットワークの構築、関係機関との連携強化が必要と思う。顔と顔でつながることができる、ゆるやかなネットワークの構築の実現するために、計画内容を広く周知する機会を設けていただきたい。 | 地域の様々な活動主体が連携する機会を設けるとともに、様々な場で計画の広報に努め、豊島区が地域一体となって計画を推進していきます。また、計画策定後は、区が地域団体等の活動の場に赴いて計画内容を説明する機会を設け、計画の周知に努めます。 |